

# 播磨町子育て支援センター



▼南部子育て支援センター  
〒079(437)4188  
☎078(944)0717

▼北部子育て支援センター  
〒079(435)2362  
☎079(435)2362

## 子育て支援センター わくわくニコニコの予定

0歳児の集まり「すやすや」「よちよち」、1歳児の集まり「ぐんぐん」、2歳児の集まり「のびのび」に参加してお友達と交流しながら、親子で一緒に楽しい時間を過ごしましょう。

	南部 子育て支援センター	北部 子育て支援センター
<b>すやすや(0歳児)</b> 平成28年4月2日～	▶日時 9月7日(水) 10:00～11:00 ▶申込み 不要	▶日時 9月14日(水) 10:00～11:00 ▶申込み 不要
<b>よちよち(0歳児)</b> 平成27年4月2日～ 平成28年4月1日生	▶日時 9月20日(火) 10:00～11:00 ▶申込み 不要	▶日時 9月15日(木) 10:00～11:00 ▶定員 25組 ▶申込み 9月1日(木) 9:00～電話または直接受付
<b>ぐんぐん(1歳児)</b> 平成26年4月2日～ 平成27年4月1日生	▶日時 9月23日(金) 10:00～11:00 ▶定員 先着20組 ▶申込み 9月1日(木) 9:00～電話または直接受付 ▶持ち物 歯ブラシ、 コップ、タオル	▶日時 9月16日(金) 10:00～11:00 ▶定員 20組 ▶申込み 9月1日(木) 9:00～電話または直接受付 ▶持ち物 歯ブラシ、 コップ、タオル
<b>のびのび(2歳児)</b> 平成25年4月2日～ 平成26年4月1日生	▶日時 9月20日(火) 10:00～11:00 ▶申込み 不要	

▶持ち物 名札(名札をお持ちの方はご持参ください)、お茶、タオル  
▶対象 町内在住の方  
※動きやすい服装でお越しください。  
※たくさんの方に参加していただききたいので、**どちらか一方の支援センターに参加してください。**  
※駐車場が少ないので、徒歩・自転車でお越しください。  
※詳しくは、それぞれの支援センターへお問い合わせください。

北部子育て支援センター  
子育て講座  
「お母さんのストレス解消  
のためのラフターヨガ」

みんなで楽しく笑ってストレス発散。笑いヨガで心も体もリフレッシュしましょう。  
▼日時 9月6日(火)  
午前10時～11時  
▼場所 野添コミセン

▼講師 眞木尚代  
▼対象 町内在住の乳幼児のお母さん  
▼定員 先着20人  
※講座は、母子分離の形で参加になりますのでご了承ください。(託児定員 先着20人)

▼持ち物 汗拭きタオル、水分補給用の飲み物  
▼申込み 9月1日(木)午前9時から受け付けます  
(電話での申し込み可)

▼問合せ 北部子育て支援センター  
☎078(944)0717  
※駐車場が少ないので、徒歩、自転車でお越しください。

北部子育て支援センター  
子育て講座  
「絵の具あそび」

絵の具を使ってみんなで大胆にあそびましょう。  
▼日時 10月4日(火)  
午前10時～11時  
▼対象 平成25年4月2日～27年4月1日生まれの子どもの保護者

▼定員 先着25組  
▼持ち物 汗拭きタオル、水分補給用の飲み物  
※汚れても良い服装でお越しください。

▼申込み 9月12日(月)午前9時から受け付けます  
(電話での申し込み可)

▼問合せ 北部子育て支援センター  
☎078(944)0717  
※駐車場が少ないので、徒歩、自転車でお越しください。

▼日時 10月1日(土)  
午前10時～11時15分  
▼場所 南部コミセン  
▼講師 田中八潮  
▼定員 先着20人  
▼対象 0歳児(平成27年4月2日～28年4月1日生)の子どものと保護者、パパ・プレママ(おじいちゃん、おばあちゃんの参加も可)  
※初めて受講される方を優先

とさせていただきます。  
※講座は、母子分離の形で参加になりますのでご了承ください。(託児定員 先着15人)  
▼申込み・問合せ 9月1日(木)午前9時から南部子育て支援センターで受け付けます  
(電話での申し込み可)  
南部子育て支援センター  
☎079(437)4188

### 南部子育て支援センター

「読み聞かせが大切」と聞かされたら、「どんな絵本を選べばいいの?」「どんな風に読めばいいの?」など不安や疑問を解消しながら、お母さんも絵本の世界を楽しみましょう。

### 子育て講座

「絵本タイムを楽しむために」

### 必要書類

現行の省エネ基準に新たに適合することになった住宅であることの証明書(建築士などが発行する証明書)、工事内容が分かる書類など

### 必要書類

50万円を超え、住宅の床面積が50平方メートル以上のもの  
①廊下の拡幅  
②階段の勾配の緩和  
③浴室の改良  
④トイレの改良  
⑤手すりの取り付け  
⑥床の段差解消・滑り止め  
⑦引き戸への取り替え

## 住宅改修に対する固定資産税の減額制度

住宅改修に対する固定資産税の減額制度について、次の3ついずれかの改修工事を行うことで家屋に対する固定資産税が減額されます。

### 住宅耐震改修

- ▼対象住宅 昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ▼対象工事 平成30年3月31日までに完了する現行の耐震基準に適合した改修工事で、工事費用が50万円を超えるもの
- ▼対象面積 1戸につき120平方メートルまでの住居部分
- ▼減額内容 工事完了の翌年

### 減額制度

度分に限り固定資産税の2分の1を減額  
※省エネ改修及びバリアフリー改修に伴う減額と同時に適用はできません。

### 省エネ改修

- ▼対象住宅 平成20年1月1日

### 必要書類

日以前に建築された住宅(賃貸住宅は除く)  
▼対象工事 平成30年3月31日までに完了する次の工事で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超え、改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上のもの

### 必要書類

度分に限り固定資産税の3分の1を減額  
※住宅耐震改修に伴う減額と同時に適用はできません。

### バリアフリー改修

- ▼対象住宅 対象住宅 新築した日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅は除く)で、次のいずれかの条件に該当する人が住んでいる住宅
- ①65歳以上の高齢者
- ②要介護・要支援認定を受けている人
- ③身体障害者手帳や療育手帳などを持っている人
- ▼対象工事 平成30年3月31日までに完了する次の工事で、補助金などを除く自己負担額

◎対象となるのは、住宅の居住部分のみで土地は対象外です。  
◎いずれの申請も、工事完了後3ヵ月以内に申告があったものに限りです。